

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社チヨダ		コード	8185
提出日	2026/5/1	異動(予定)日	2026/5/21	
独立役員届出書の提出理由	2026年5月22日開催の定時株主総会において、社外取締役選任予定の為、尚、中山尚美氏は2025年5月23日の定時株主総会にて選任されました。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	佐藤 紀雄	社外取締役	○														○		有
2	井脇 修	社外取締役	○														○		有
3	山本 貴英	社外取締役	○										○						有
4	中山 尚美	社外取締役	○														○		有
5	鎌田 博光	社外取締役	○														○	新任	有
6	山中 雅雄	社外監査役	○														○		有
7	宇佐美 豊	社外監査役	○														○		有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当該事項はありません	佐藤紀雄氏は、産業ITソリューション、IT基盤サービスにおける幅広い経験と実績を有しており、当社の成長と企業価値の更なる向上を図るために相応しいと判断した為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
2	当該事項はありません	井脇修氏は、長年培ってきた靴・繊維・アパレル等の専門知識を有しており、幅広い業務マネジメントの経験を通じて、業界見識者としての立場で役割を図る為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
3	当該事項はありません	山本貴英氏は、小売・消費財業界に対して多くのコンサル経験があり、事業再生の実績があることから、客観的な立場で経営を監督する役割を図る為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
4	当該事項はありません	中山尚美氏は、組織人事領域における企業内及びコンサルティングの経験と、コーポレートガバナンス改革における幅広い実績があることから、客観的な立場で経営を監督する役割を図る為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
5	当該事項はありません	鎌田博光氏は、資本市場及び機関投資家に関する豊富な知見と経験を有しており、投資家目線での経営監督に資することから相応しいと判断し、同氏を新たに社外取締役候補としました。上記の理由から、客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しています。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
6	当該事項はありません	山中雅雄氏は、弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を図る為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。
7	当該事項はありません	宇佐美豊氏は、公認会計士として、会計及び財務に関する豊富な経験と専門的知見の役割を図る為。尚、同氏は、「4 補足説明」に記載する、当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

社外役員の独立性基準
当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)について、金融商品取引所が定める独立性基準をベースとして、「独立性判断基準」を定めております。
<独立性判断基準>
次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該取締役および監査役は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。
(1) 取締役の場合、現在および就任の前10年間(ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社または当社グループ会社の非業務執行取締役(業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。)、会計参与、または監査役であったことがある者)にあっては、それらの役職への就任の前10年間において、当社または当社グループ会社の業務執行取締役、執行役員または使用人であった者。監査役の場合、現在および就任の前10年間(ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当社または当社グループ会社の監査役であったことがある者)にあっては、当該監査役への就任の前10年間において、当社または当社グループ会社の取締役、会計参与、執行役員または使用人であった者。
(2) 当社または当社グループ会社を主要な取引先(過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、当社または当社グループ会社が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える支払を行った取引先をいう。)とする者またはその業務執行者
(3) 当社または当社グループ会社の主要な取引先(過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、当社または当社グループ会社に対し、当社の年間連結売上高の2%を超える支払を行った取引先をいう。)またはその業務執行者
(4) 直前事業年度末における当社および当社グループ会社の借入額が、当社連結総資産の10%を超える借入先またはその業務執行者(最近3年間において業務執行者であった者を含む。)
(5) 過去3年間の平均で、当社または当社グループ会社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金額その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士などの専門家、またはコンサルティング・ファーム、法律事務所、監査法人、税理士法人、学校法人等であって、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度において、その総収入額に占める当社または当社グループ会社からの支払い報酬等の割合が2%を超える団体に所属する者
(6) 当社または当社グループ会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の業務執行者
(7) 現在および過去10年間において、当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する株主(当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
(8) 当社および当社グループ会社が総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している企業等またはその業務執行者
(9) 当社または当社グループ会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
(10) 上記(1)から(9)((2)から(9)の業務執行者については、重要(取締役・執行役員もしくは部長級以上の役職者またはこれらに準ずる者であることをいう。)でない者を除く。)の近親者(配偶者および2親等内の親族を意味するものとする。)
以上

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。